

9. その他

I. 認知症高齢者グループホームの短期利用（特区提案への対応）について

（1）認知症高齢者グループホームの短期利用に関する特区提案

昨年10月～11月に行われた構造改革特区の第6次募集に対し、認知症高齢者グループホームにおいて、あらかじめ利用期間（退所日）を定めたサービス利用を認めるべきとの提案が提出されたところ。

（2）当該特区提案に関する考え方

今回の提案については、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、家族介護者の急用や急病などの際にも手軽に利用することができるショートステイの整備、普及が望まれているものの、こうした臨時、緊急のニーズに対しても十分に対応できる体制が整っているとはいえない現状にかんがみ、

- ① 認知症高齢者グループホームの短期利用は、在宅で生活する認知症高齢者の臨時、緊急ニーズに対する受け皿としての機能を果たすこと、
- ② 入居希望者が体験的に利用することにより、入居直後のリロケーションダメージの緩和につながること、

から、特区において、（3）のような規制緩和を行う方向で検討を進めているので、お示しする。

なお、平成16年度老人保健健康増進等事業において、「認知症高齢者グループホームの多機能的活用に関する調査研究」（実施者：全国痴呆性高齢者グループホーム協会）として、16の認知症高齢者グループホームの協力を得て、あらかじめ利用期間（退所日）を定めたサービス利用をモデル的に行い、こうしたサービスの有用性についての検証を行ったところである。その結果については、近日中に報告書としてとりまとめること予定であるので、認知症高齢者グループホームの短期利用に関心のある自治体におかれでは、ご参考とされたい。

(3) 認知症高齢者グループホームの短期利用に関する規制緩和案

① 認知症高齢者グループホームの短期利用事業の内容

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、指定痴呆対応型共同生活介護の事業を行う事業所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る事業所においては、その短期利用者は、あらかじめ利用期間（退所日）を定めて指定痴呆対応型共同生活介護を利用することができる。

1. 1の共同生活住居における短期利用者の数は1とすること。
2. あらかじめ定める利用期間は30日以内とすること。

② 認知症高齢者グループホームの短期利用事業の位置付け（法的整理）

- 1) 認知症高齢者グループホームの短期利用事業は、一般の利用と同様に、老人福祉法及び介護保険法において痴呆対応型老人共同生活援助事業及び痴呆対応型共同生活介護として位置付けられるものである。
- 2) したがって、認知症高齢者グループホームの短期利用事業についても、認知症高齢者グループホームの指定基準及び介護報酬を適用することとする。
- 3) 認知症高齢者グループホームの短期利用に係る介護報酬については、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅介護サービス費種類支給限度基準額を基礎とする保険給付の制限を行うものとする。

(4) 今後のスケジュール

平成17年4月 構造改革特区第6次提案に係る基本方針を閣議決定

5月 特区認定申請

→ 全国の自治体からの申請可能

6月 特区認定書交付